

除染方法について

1. 除染基準

- ・地表から1メートルの高さで放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上で周辺より放射線量が毎時1マイクロシーベルト以上高くない値の場合

私有地におきましては、下記の除染作業の服装や方法を参考にしながら、所有者の方が責任をもって実施してください。

- ・地表から1メートルの高さで周辺より放射線量が毎時1マイクロシーベルト以上高い値の場合

値が超えた場合については、市役所へ報告してください。その後、市で調査を行い、文部科学省に通報し除染の支援を要請します。

2. 除染作業の手順・方法

- ① 落ち葉やゴミを除去する。
 - ② 庭の表土は、セシウムの大部分が含まれている深さ2センチメートルまで剥ぎ取る。
側溝や雨どいは、水で除染を行う。
- ・住宅の清掃は、高い場所から低い場所へと除染を行ってください。
 - ・汚染された落ち葉や土砂は、敷地内に深さ30センチメートル以上の穴を掘り、シートで覆って埋め、土をかぶせて一時保管してください。30センチメートル土をかぶせると98%の放射線を遮蔽できると言われています。

3. 除染作業時の注意事項

- ・作業時は、長袖上着、長ズボン、ゴム長靴、帽子、マスク等を着用し汚染物質が肌に触れないようにしてください。手には布手袋の上にゴム手袋を重ねてはめ、水を使用する場合には、雨がっぱやゴーグルを着用してください。
- ・作業を効率化し、長時間の作業にならないように努めてください。
- ・作業場での飲食や喫煙は控えてください。
- ・作業後に手足、顔などの露出部分をよく洗い、うがいをしてください。
- ・作業後、屋内に入る際には、靴の泥をなるべく落とすとともに、服を着替えるなど、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにしてください。

問い合わせ先

東村山市役所 環境・住宅課

電話番号（代表）042-393-5111

（内線 2422・2423）